

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第23号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</p>

をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(18)まで (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置

をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(18)まで (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

に関する基準第3に定めるもの並びに  
消防長が火災予防上支障がないと認め  
る構造を有するキュービクル式のもの  
を除く。)にあつては、建築物から3  
メートル以上の距離を保たなければな  
らない。ただし、不燃材料で造り、又  
は覆われた外壁で開口部のないものに  
面するときは、この限りでない。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第13条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) (略)

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで (略)

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) (略)

改正後

別表第3

種類

離隔距離 (cm)

					入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
(略)										
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型 こん ろ・グ リル付 こん ろ・グ リドル 付こん ろ、キ ャビネ ット型 こん ろ・グ リル付 こん ろ・グ リドル 付こん ろ	1 4 kW以 下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注： 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。
				据置型 レンジ	2 1 kW以 下	1 0 0	1 5 注	1 5 注		
			不 燃	開放式	組込型 こん ろ・グ リル付 こん ろ・グ	1 4 kW以 下	8 0	0	—	

			リドル 付こん ろ、キ ャビネ ット型 こん ろ・グ リル付 こん ろ・グ リドル 付こん ろ					
			据置型 レンジ	2 1 kW以 下	8 0	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	<u>木炭を燃料とす るもの</u>	<u>炭火焼 き器</u>	—	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>
	不 燃	<u>木炭を燃料とす るもの</u>	<u>炭火焼 き器</u>	—	<u>8</u> <u>0</u>	<u>3</u> <u>0</u>	—	<u>3</u> <u>0</u>
上記に分類されないもの			使用温度 が 8 0 0 °C 以上 のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
			使用温度 が 3 0 0 °C 以上 8 0 0 °C 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0

		使用温度 が30 0℃未満 のもの	—	1 0 0	5 0	1 0	5 0	
ボ イ ラ ー	(略)							
(略)								
備考 (略)								

改正前										
別表第3										
種類					離隔距離 (cm)					備考
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方	
(略)										
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型 こん ろ・グ リル付 こん ろ・グ リドル 付こん ろ、キ ャビネ ット型 こん	1.4kW以 下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注： 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。

		ろ・グリル付 こん					
		ろ・グリドル 付こん ろ					
		据置型 レンジ	21kW以 下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
不 燃	開放式	組込型 こん	14kW以 下	8 0	0	—	0
		ろ・グリル付 こん					
		ろ・グリドル 付こん					
		ろ、キャビネット型 こん					
		ろ・グリル付 こん					
		ろ・グリドル 付こん					
		ろ					
		据置型 レンジ	21kW以 下	8 0	0	—	0

	上記に分類されないもの	使用温度が80℃以上のもの	—	2500	2000	3000	2000
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	1500	1000	2000	1000
		使用温度が300℃未満のもの	—	1000	5000	1000	5000
ボイラー	(略)						
(略)							
備考 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の四日市市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2



（新条例第10条の3第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（消防本部予防保安課）